雫石町マイナンバーカード出張申請実施要領

　雫石町では、マイナンバーカード普及促進のため、「出張申請」によるマイナンバーカードの申請受付を実施します。町職員が町内福祉施設等および自治会などを訪問し、無料で申請用顔写真の撮影を行い、その場でオンライン申請を行います。

１　対象

　町内福祉施設等および団体（自治会・各種サークル等）

※３名から申し込み可能

２　実施期間

　随時受付　(実施時間：午前９時～午後4時まで）

３　申し込み

　以下の点に承諾いただき、別紙申込書により町役場町民課へお申し込みください。

　　①申請者が申請日から約2ヶ月以内に雫石町外に転出予定ではないこと

　　②過去にマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと

　　③申請者が当日、訪問場所にいること

　　④身体を動かすことが困難な方については、介助者等が同席すること

　　⑤当日、本人確認書類の提示をすること

　　⑥町職員がサポート会場内に入ること

　　⑦撮影した写真の印刷をするための機器用の電源を貸し出すこと

　　⑧町が指定する各種書類を提出すること

４　申請時に必要となるもの等

（１）申請者にご用意いただくもの

　①通知カード（原本）・・・緑色の紙製のカードで、マイナンバーをお知らせするもの

　　※通知カード（原本）がない場合は、紛失届を提出していただきます（記入サポートします）。

　②本人確認書類（原本）・・・申請者本人であることを確認する書類

　　※別表の（Ａ）から1点または（Ｂ）から2点が必要となります。

　別表【本人確認書類】

|  |  |
| --- | --- |
| 本人確認書類（A） | 運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード（顔写真付き）、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、在留カードなど |
| 本人確認書類（B） | 健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳、各種年金証書、医療費受給者証など |

（２）施設または団体にご用意いただくもの

　　①別紙「マイナンバーカード申請者リスト」・・・事前にご提出いただき、そのリストをもとに「マイナンバーカード交付申請書兼電子証明書発行申請書」を発行して、当日町職員が持参します。

　　②サポート会場の確保、机2台ほど（申請書記載用、プリンター配置用）、椅子2脚、プリンター用電源

（３）町役場が準備し持参するもの

　　①マイナンバーカード交付申請書兼電子証明書発行申請書

　　②マイナンバーカード・電子証明書暗証番号設定依頼書

※暗証番号の設定を依頼するための申請書

　　③マイナンバーカードオンライン申請用タブレット、プリンター

５　申し込みから交付までの流れ

　（１）町役場町民課へ申し込みます（FAX、メール可）

　（2）申し込み後、町民課から訪問日程等について連絡があります。

　（3）日程確定後、別紙「マイナンバーカード申請者リスト」を提出してください。

　（４）施設または団体の担当者は当日までに「４　申請時に必要となるもの等」を準備してください。

　（5）当日、町職員が指定された場所で申請サポートを行います。

　（４）後日（約1か月後）、完成したマイナンバーカードが町役場に届き、交付準備が整い次第本人限定受取郵便または簡易書留郵便で交付されます。

※福祉施設の場合、町職員が施設へ出向き申請者ご本人または施設の担当者へお渡しします。

６　その他

　（１）全国のマイナンバーカードの申請状況により、受け取りまでの期間が長くなる可能性があります。

　（２）先着順、混雑状況により希望の日時に添えない場合があります。

　（３）マイナンバーカードの交付時に設定する暗証番号を事前に決めていただけますと手続きがスムーズです。

　　　①大文字のアルファベットと数字を組み合わせた６桁から16桁以内のもの（署名用電子証明書）…　（例）SHIZUKU1234、SY1234　など

　　　②数字４桁のもの（利用者証明用電子証明書・住民基本台帳用の暗証番号・券面事項入力補助用）…（例）1234　など（３種類とも同じ数字で可）

７　問い合わせ・申し込み先

　〒020-0595

　　雫石町千刈田5番地1　　雫石町役場　町民課住民係

　　ＴＥＬ　019-692-6470（町民課直通）　ＦＡＸ　019-692-1311（代表）